

平成 2 5 年第 4 回定例会

教育福祉常任委員会  
会 議 録

期日：平成 2 5 年 1 2 月 1 1 (水)

場所：大曲庁舎 3 階 大会議室

大 仙 市 議 会

# 大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

---

日 時

平成25年12月11日（水曜日） 午前10時00分～午後1時38分

---

会 場

大仙市役所 3階 大会議室

---

出席議員（7人）

3番 細谷洋造	5番 後藤健	7番 石塚 柏
10番 小山緑郎	12番 佐藤芳雄	21番 児玉裕一
24番 大山利吉		

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

健康福祉部長 今田秀俊	健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長 小松正忠
健康福祉部次長兼社会福祉課長 佐々木清哉	健康福祉部次長兼健康増進センター所長 豊嶋真紀子
地域包括支援センター 逸見博幸	児童家庭課長 中野谷綾子
教 育 長 三浦憲一	教育指導部長 小笠原晃
生涯学習部長 佐藤裕康	教育指導部次長兼学校給食総合センター所長 鈴木喜一
生涯学習部次長兼生涯学習課長 山谷喜元	生涯学習部次長兼スポーツ振興課長 滝沢清寿
教育総務課長 佐藤彰洋	教育指導課長 千田寿彦
市立大曲病院事務長 伊藤和保	

---

議会事務局職員出席者

副 主 幹 田口美和子

---

第 1 議案第152号 大仙市子ども・子育て会議条例の制定について

- 第 2 議案第 155 号 健康福祉部、生涯学習部及び市立大曲病院に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 158 号 大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について
- 第 4 議案第 159 号 大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第 162 号 平成 25 年大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について
- 第 6 議案第 163 号 平成 25 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 7 議案第 167 号 平成 25 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 8 議案第 172 号 平成 25 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 173 号 平成 25 年度市立大曲病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 10 陳情第 4 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求めることについて
- 第 11 陳情第 5 号 介護職員の処遇改善を求めることについて
- 第 12 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

---

午前 10 時 00 分 開 会

○委員長（小山緑郎） おはようございます。本日は大変ご多用のところ、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。当委員会に付託されました事件につきまして、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願います。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いしたいと思います。それでは審査に入ります。

議案第 152 号「大仙市子ども・子育て会議条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。中野谷児童家庭課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 議案第 152 号をご説明申し上げます。議案書の 18 頁から 20 頁をお開き願います。「大仙市子ども・子育て会議条例の制定について」でございます。社会保障・税の一体改革の一環として子ども・子育て支援制度が平成 27 年 4 月から実施される見込みであり、新たに 5 年を期間とした子ども・子育て支援事業計画を平成 26 年 9 月頃までに策定することになります。事業計画の策定及び施設の利用定員の設定にあたっては、子ども・子育て支援法第 71 条 1 項に規定された「子ども・子

育て会議」を設置し、子育て中の保護者や子育て支援に携わっている関係者等を委員に、広く意見を伺う体制を整備する必要があることから、新たに子ども・子育て会議条例を制定するものでございます。なお、新制度スタート後においても、事業の検証や計画の見直し等について意見を伺う機関としての役割を担うこととなります。委員は15人以内として、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などから、市長が任命いたします。委員の任期は2年であり、会議の事務は健康福祉部児童家庭課において処理いたします。本条例の公布の日から施行いたします。

以上、大仙市子ども・子育て会議設置条例についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（小山緑郎） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。石塚委員。
- 委員（石塚柏） 会議条例と子ども条例とは密接な関係あるということでの理解でいいすな。
- 委員長（小山緑郎） 中野谷課長。
- 児童家庭課長（中野谷綾子） はい、そうです。この委員会のあとにも説明させていただきますが、子ども条例において基本計画を策定することになっておりますけども、子ども・子育て会議で策定する基本計画を、子ども・子育て会議で策定いたします、子ども子育て支援会議を基本計画というふうにみなすこととしておりますので、密接に関係してくる条例でございます。
- 委員長（小山緑郎） 石塚委員。
- 委員（石塚柏） 子ども条例の中身を充実した市政にするために、子ども子育て支援事業計画、一応基本計画として位置づけられて、大事な計画があるわけですけど、それとの関連がこの会議条例の方、どっかの案文に、この会議条例で定める中には、基本計画との関係がどっか繋がるとか、明確になってないと、なんとなく私としましては、ちょっとおやなという感じがするもんですから、お尋ねるなんですけど、その辺はいかがなものでしょうか。
- 委員長（小山緑郎） 中野谷課長。
- 児童家庭課長（中野谷綾子） こちらのほうは子ども・子育て会議条例の方は、保育所とか幼稚園の利用定員ですとか、まず、もっと広く捉えてまして、さらに踏み込んだ計画

と、以前の次世代の計画よりも踏み込んだ計画になっております。その中で、立てた支援事業計画を基本計画と、子ども条例の方の基本計画とみなすということで、子ども条例の方に子育て会議の方で策定した子ども子育ての支援事業計画を基本計画というふう  
にみなすというふう  
に、子ども条例の方で唱っております。

○委員長（小山緑郎） 石塚委員。

○委員（石塚柏） まず、委員長結構です。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論  
はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決をいたします。本件は、原案  
のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しま  
した。

次に、議案第155号「健康福祉部、生涯学習部及び市立大曲病院に係る消費税法及び  
地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とい  
たします。当局の説明を求めます。佐々木健康福祉部次長兼社会福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（佐々木清哉） 議案第155号、健康福祉部、生涯学  
習部及び市立大曲病院に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に  
関する条例のうち、健康福祉部に係る条例についてご説明申し上げます。資料No.1の議  
案書の52頁をお開き願います。52頁から53頁になります。本案につきましては、  
消費税法及び地方税法の改正に伴いまして、平成26年4月1日から消費税及び地方消  
費税の税率が合わせて3%引き上げられることに伴いまして、健康福祉部所管の公共施  
設について、消費税率の増税分の3%を使用料に転嫁するものでございます。52頁の  
第1条から次の第3条までが該当になっております。第1条につきましては、神岡福祉  
センター条例でございます。第2条につきましては、大仙市世代交流福祉施設使用料徴  
収条例でございます。また、第3条につきましては、大仙市西仙北高齢者ふれあいセン  
ター条例について、これら3本の条例に規定する公共施設の使用料の額を改定するもの

で、平成26年4月1日から施行するものであります。なお、使用料の額の計算に当たりましては、現在の使用料等の額に消費税増税分の3%分を転嫁するものでございますが、計算した後の額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てて処理しております。始めに、第1条の「神岡福祉センター条例」に関しましては、条例の別表に示されております、研修室や大広間などの部屋毎に利用した場合で、午前、午後、夜間に区分をしておる使用料について、現行の520円から530円に、ただし冷暖房を使用する場合については、一部屋当たり現行の630円を640円に引き上げるものでございます。また、全館を使用する場合につきましては、現行の5,250円を5,400円に、また、その際冷暖房を使用する場合につきましては、現行の6,300円を6,480円にそれぞれ引き上げるものでございます。続きまして、第2条の大仙市世代交流福祉施設に関する使用料徴収条例に関しましては、1つ目といたしまして、最初に示されているのは協和地域にあります水沢世代交流福祉館の使用料でございまして、個室を利用する際の1人1日あたりの使用料を、500円から510円に、また、2つ目に示されているのは、同じく協和地域にある中淀川世代交流福祉館の使用料でございまして、大広間を貸し切りで利用した際の1回あたりの使用料を、現行の3,000円から3,080円にそれぞれ引き上げるものでございます。次に、第3条の大仙市西仙北高齢者ふれあいセンターに関する条例に関しましては、別表で示されている使用料を次の頁に示した金額に改正するものでございます。53頁の上段のほうにそれぞれの部屋を利用した場合、また、午前、午後、夜間というふうな区分で利用した場合の金額をそれぞれ変更しております。この中で、現行の料金が引き上げられる部分につきましては、1番上にあります、ふれあいの間と調理室の全区分の使用料を変更しております。また会議室につきましては、1日あたりの一番右側にあります530円でございますが、この金額を変更しております。また、その下にあります冷暖房を使用する場合の利用料金の変更につきましては、ふれあいの間の午後の料金430円とありますけれども、この部分に変更になった部分、それから1日の640円という部分に変更になった部分であります。また、調理室に関しましては、一番右にあります430円という部分に変更になった金額でございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（小山緑郎） 次に、山谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習部次長兼生涯学習課長（山谷喜元）　続きますして、同じく議案第155号のうち、生涯学習部に係る条例についてご説明申し上げます。議案書は53頁から97頁になります。38件と大変多くなっておりますので、それぞれについて詳しいことにつきましては省略させていただいて、大まかなことについてご説明させていただきたいと思っております。こちら、先程の健康福祉部に係る条例と同様に消費税率の改定に伴う使用料等の額の改正を行うものであります。第4条の大仙市大曲多目的集会施設等の設置及び管理等に関する条例から、97頁の第41条、大仙市西仙北スポーツセンター条例までのそれぞれについて、こちらと同様に公共施設の利用に係る所要の経過措置を設けて、平成26年4月1日から施行するものであります。なお、額の計算につきましては、先程ご説明申し上げた健康福祉部に係る条例と同様の計算方法によって額を規定しております。原則、現在の使用料を1.05で割ったものに、1.08を掛け、10円未満を切り捨てた額としております。これによって350円以下の使用料は据え置きとなります。個別の施設の説明は省略させていただきますが、いくつかの例を申し上げますと、「500円」のところは「510円」に、「1,000円」であれば「1,020円」、「1,050円」であれば「1,080円」に、「1,500円」であれば「1,540円」、それから「2,000円」であれば「2,050円」というようになるものであります。そのように料金が改定になるということでありまして、以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（小山緑郎）　次に、伊藤市立大曲病院事務長、説明をお願いします。

○市立大曲病院事務長（伊藤和保）　続きますして、市立大曲病院に係る条例について、ご説明申し上げます。第42条、97頁から98頁になります。お聞き願います。こちらと同様に消費税率の改定に伴う使用料等の額の改正を行うもので、附則によりまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。内容については、第3条第3項の部分で医療保険の適用を受けない者に対し、これまで保険算定方法に準じて算出しておりました額に乗じておりました、これまでの「100分の105」を「100分の108」に、また、お手元の方に参考資料として配付しておりますけれども、使用料にかかる別表第1の特別個室の使用料などの額、手数料にかかる第2表の証明書などの手数料の額につきまして、記載のとおり改正するものでございます。

以上、簡単ですがご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第158号「大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。滝沢生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、お願いします。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） 議案書の120頁をお開き願います。議案第158号「大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について」をご説明します。これは、平成23年度に指定管理者制度を導入しました、仙北地域ふれあい体育館他6施設の指定管理期間更新にあたり、指定管理者を募集したところ、この3年間の指定管理者、株式会社オーエンスから応募があり、去る10月11日開催の選定委員会において、同社が選定されたことから、同社を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、今回の応募につきましては同社のみで、同社は西仙北地域の4施設についても現在指定管理を受けております。指定期間は平成26年4月1日から5年間となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）



○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第159号「大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。滝沢生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） 同じく、議案書の121頁をお開き願います。議案第159号「大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について」をご説明します。これは、平成23年度に指定管理者制度を導入しました、南外地域の南外体育館他3施設の指定期間更新にあたり指定管理者を募集しましたところ、この3年間の指定管理者、厚生ビル管理株式会社他1社から応募があり、去る10月11日開催の選定委員会において、厚生ビル管理株式会社が選定されたことから、同社を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、同社は南外地域、南外ふるさと館、南外民俗交流館の2施設についても現在指定管理を受けております。指定期間は平成26年4月1日から5年間となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。佐藤委員。

○委員（佐藤芳雄） 南外体育館とかグランドゴルフ場とか、合併前は南外体育館は、やはり子ども達が地元の人が優先的に使用させるっていうそういう形でやってきました。そういうことで本当に暖房がきいてるもんだから、秋田からとか大曲から高校生とか色々なスポーツたくさん来てらったんですね。だけれども、地元優先と言うことで使わせておったんですよ。ところが指定管理者になりましたら、地元優先が全然なくなったという話が聞いております。特に地元優先というよりも、その子ども達が全県大会、東北大会、全国大会にでるのに、やはり優先的に使わせてもらいたいという願いがあったけども、管理者の方からは有料の方優先にやってるという話も聞いております。そういうことであれば指定管理者止めた方がいいんでねがという話も、地元の人がやりたいなという話もでてますので、どうか365日じゃなくて、大会とかある時は優先的に地元の人

を使わせて、地元といっても子ども達ですね。子ども達に使わせてもらいたいという要望です。そしてまた、もう1つは、グラウンド場はやはり南外地区はグランドゴルフも有名で、すぐばっと150人、すぐ集まるんです。そういう関係上、今はできないけども、雪のあるうちはできないけども、天気の良い日、火曜日が休みだからって、天気の良い日火曜日をみんなストップするっていうこともあるので、なんとか何日でもないから、その夏の場でも火曜日の日は開いてもらいたい。1人、管理人いればできるんじゃないか、草刈りとかやらなきゃできないとか、必ずその日は草刈りでなくて、朝晩夏は本当に朝の4時から夜の8時頃まで明るいからその時、あそこは8時から5時までだけでも、日程空いたときに草刈りでもやったらいいじゃないかという、そういう要望がたくさんあるんです。だから指定管理者、賛成したらいいか、反対したらいいか、地元の方もちょっと今騒いでるというかそういうことですので、なんとかそういう子ども達、地元の子を優先にやってもらえるような方法でできないでしょうか。

○委員長（小山緑郎） 滝沢次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） 2点ご指摘受けたところですがけれども、1点目の体育館等の利用にあたっての地元優先の観点でございますけれども、地元の小学校、中学校、中学校につきましてはテニスコート、人工芝を優先といたしますか、かなりの頻度で使用していただいております。そのような観点もありまして、体育館におきましてもこの後利用者調整会議等がございますので、そこら辺で委員のご意見十分に反映できるように、指定管理者の方と詰めていきたいと思っております。

2点目のグランドゴルフ場の定休日の対応でございますけれども、グランドゴルフ場につきましては、南外ふれあいパークの指定管理ということで、建設水道常任委員会の扱いになるわけですが、市民のスポーツ振興の観点からお答えさせていただきたいと思っております。他のグランドゴルフ場につきましても、芝管理が非常に大きな対応の1つになっております。当然1週間に1回程度の割合で芝刈り、メンテナンスを行っているわけでございますけれども、火曜日定休日につきましても、日程調整をできるのであれば、定休日はずしまして、できる範囲で、これも要望がかなり高いということでしたので、利用者側とつめて、対応できるようであれば対応してまいりたいとこのようなことを建設水道の方と、公園都市管理課と協議してまいりたいと思っております。

○委員長（小山緑郎） 佐藤委員、いいですか。

○委員（佐藤芳雄） はい、よろしく申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第162号「平成25年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。滝沢生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） 議案書の124頁、最終頁になります。お開き願います。議案第162号「平成25年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」ご説明します。これは、既に議決をいただいております平成25年度大仙市スキー場事業特別会計に平成25年度大仙市一般会計からの繰入額を71,964千円以内から、この後、議案第172号でご説明申し上げますが、今シーズンの3スキー場に係る修繕料として2,000千円を増額し、73,964千円以内に改めることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長 (小山緑郎) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第163号「平成25年度大仙市一般会計補正予算(第5号)」を、議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、小松健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長、お願いします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長 (小松正忠) 議案第163号「平成25年度大仙市一般会計補正予算(第5号)」のうち、生活支援課所管にかかる予算についてご説明申し上げます。資料No.2、平成25年度大仙市補正予算では16頁となりますが、資料No.2-1平成25年度補正予算(案)12月補正、主な事業の説明書を使って説明させていただきますので、説明書の8頁をお開きを願います。3款1項5目13事業、自立支援医療給付費でございます。補正前予算額85,041千円に増額補正38,054千円を実施し、補正後予算額を123,095千円とするものです。この事業は障がいがある方が、高度かつ専門的な医療を施すことにより高額となる医療費の一部を支援するもので、障がいのある方の自立した日常生活を営むための能力を獲得できるようにするものです。3の事業の概要ですが、市が支援する自立支援医療給付費は、18歳以上の身体障害者手帳を所持する方を対象とする「更正医療」と18未満の児童を対象とする「育成医療」がでございます。公費負担の考え方ですけれども、一般世帯の場合は医療費個人負担、俗に言う3割負担とか2割負担とかの話ですけれども、そのうち高額療養費等制度上の軽減がされた自己負担限度額と、自立支援医療費の場合は原則1割の自己負担との差額分を国が1/2、県と市が1/4ずつ負担するものです。また、一定所得以下の場合には、それぞれの自己負担の上限が設けられているため、自己負担が1割以下の場合もでございます。生保世帯の場合は、医療に係る全額を国が1/2、県と市が1/4ずつ負担することになります。今回の補正は、一般世帯は当初予算見込みとほぼ同額で推移しておりましたが、生保世帯の対象者の増13人から16人によりまして給付額が増加したことにより補正するものです。補正額につきましては、自立支援医療費の支給は3月分から1年間を5月から翌年の4月まで支払うとしておりまして、生保世帯に係る支給費の実績が、10月末までの6カ月分で49,478千円となっており、10月末支払時の対象者は16人となっております。この状況での11月以降の支給額を試算しますと51,480千円となりまして、さらに新規分として通院と入院を各1名

を見込んだ結果、平成25年度の支給額として105,446千円としたところでございます。補正額は、生保世帯の当初見込みとの比較で38,054千円とするものです。

4のこれまでの成果と方向性につきましてですけれども、障害者総合支援法に基づき医療費の一部又は全部を給付しているものですが、対象者も増加傾向にあるようです。この制度を利用することにより自立した生活へ繋がっていくこととなりますので今後も継続するものですが、生活全般において健康管理や予防に努めてもらうことが重要であると考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） この後も説明が続きますけれども、課ごとに質疑を行って行きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 異議なしと認めます。それではただ今の説明に対しまして、質疑がございましたらお願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、佐々木健康福祉部次長兼社会福祉課長、説明をお願いします。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（佐々木清哉） 次に、社会福祉課所管分についてご説明いたします。補正予算書の16頁をご覧くださいと思います。歳出にかかる補正案件は1件でございます。3款1項7目、老人福祉施設費64事業の既存介護施設スプリンクラー等設備整備費補助金につきまして、償還金といたしまして3,047千円を補正するものでございます。これは平成22年度に国の交付金を原資として、市の補助金として角間川のグループホーム「あったか荘」を経営しております「有限会社大曲シルバー福社会」に対し交付した消防設備に関する補助金でありますけれども、本年9月末に施設を第三者に有償譲渡したことから、国に対して財産処分納付金として当該金額を償還するものでございます。なお、償還すべき納付金につきましては、大曲シルバー福社会から11月15日に納付されております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、中野谷児童家庭課長、説明をお願いします。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 児童家庭課所管の補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書は16頁です。事業説明書はございません。3款2項2目12事業、地域児童健全育成推進事業費770千円は、花館小学校区の放課後児童クラブ利用者数が増えまして、定員を増員する必要があることから、花館小第1いちょう児童クラブ室の改修に係る予算の補正をお願いするものであります。場所につきましては、花館小学校内の現在利用しているクラブ室及び廊下でございます。延床面積を60.6㎡から80.0㎡にし、定員を40人から50人にするものでございます。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

続きまして、予算書の次の欄、事業説明書は9頁をお開き願います。3款2項3目61事業、法人立保育所補助金42,728千円は、平成26年4月に開園予定の太田地域の認定こども園化に要する経費への補助と保育士等処遇改善臨時特例事業に要する経費への補助でございます。太田地域認定こども園化に要する経費への補助につきましては、太田学校給食センターから提供される3歳以上児の給食を安全に搬入・保管・配膳するため、給食受け入れ室の改修、冷蔵庫、食器洗浄機などの備品購入に要する経費を全額補助するものでございます。保育士等処遇改善臨時特例事業に要する経費への補助につきまして、国が進める待機児童解消加速化プランにより、保育士等の処遇改善を実施する保育所に対し、実施に要する経費を補助するものでございます。対象施設は24園、対象者は499人でございます。保育士等処遇改善臨時特例事業は平成27年度の子育て支援新制度の施行を待たずに講ずる国の支援策の1つとして、賃金改善に取り組む保育所に資金を交付することにより、保育士の確保を進めるものでございます。財源は、すべて県補助金でございます。

続きまして、予算書の23頁をお開き願います。事業説明書は同じく9頁でございます。10款4項2目61事業、法人立幼稚園補助金1,989千円は保育士の処遇改善と同様の処遇改善を実施する幼稚園に対しまして、実施経費の1/2を補助するものでございます。幼稚園の職員は、保育士等処遇改善臨時特例事業の対象ではございません

が、大仙市の幼稚園は大曲保育会と、大空大仙で運営しており、両法人の保育園の職員と同一の給料規定を適用していること及び、保育士確保に積極的に取り組んでもらう必要があることから、両法人に対して補助をするものでございます。対象施設は8園、対象者は55人で、こちらの方は一般財源でございます。

続きまして、予算書の28頁をお開き願います。こちらの方は債務負担行為でございますが、子ども・子育て支援電子システム構築経費15,660千円は、平成27年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」に対応するための電子システム構築について、平成25年度内に契約・着手する必要がありますが、完成が平成26年度となることから債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、児童家庭課所管の補正につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。石塚委員。

○委員（石塚柏） 今説明いただいた子ども子育て支援電子システムの構築15,660千円と説明受けたんですが、金額的にはかなり高いソフトなんで、概要でいいですかから中身、料金関係だとか、あれだこれだ、職員の給与計算まで入ってるだとか、あるかそれ分かりませんが、概要で結構ですので、ちょっと教えていただけませんか。

○委員長（小山緑郎） 中野谷課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 中身といたしましては、システムのパッケージ料、それから導入の関連経費、消費税でございますが、まず今使っている基幹システムにうまく繋がられるように、同じところで開発した新しいパッケージを導入する予定でございます。それでその中身につきましては、パッケージのソフト料が8,700千円ほど、それから導入の関連経費として5,800千円ほどでございます。新制度で求められる給付の業務といたしまして、保育認定証の発行業務、それから保育料の算定業務機能を整備するためのシステムの入替に要する経費でございます。幼稚園、保育園のまだ未就学の児童につきまして、1号から3号というふうに子どもを分けております。1号の子どもというのは3歳以上の保育を要しない子どもで、幼稚園に入所する子ども、それから2号認定子どもというのが3歳以上の保育を必要とする子ども、保育園に入所資格を要する子どもです。3号認定子どもというのが、3歳未満の保育を必要とする子どもですけれども、そちらの子ども、入所の申込みがあったときに、どの施設を利用できるか

というふうな調整を行ったり、あとは事業施設について、施設の定員の管理や職員の配置状況なども自動的に給付される単価なども計算して、国が定める統一規格に基づいて磁気媒体に出力できる機能なども求められております。国でこういうものを整備しなさいというふうに求めているので、それに求められている機能を持ったパッケージシステムというのを整備するというところでございます。説明がちょっと。

○委員長（小山緑郎） 石塚委員。

○委員（石塚柏） 結構です。だいたいイメージできました。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。児玉委員。

○委員（児玉裕一） 保育園並びに幼稚園、この保育士処遇改善でこの今補正するわけですが、これで、これくらいで果たして待機児童ゼロになるということちょっと難しいと思いますけども、これでかなり改善されるものですか。その辺りちょっと伺いたいと思います。

○委員長（小山緑郎） 中野谷課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 未入所の児童解消に向けて、努力するというところで1人でも多くの保育士を確保するためにまず行っている、国の方でも進めている事業であります。市の方でも新たに新年度でひとつ踏み込んで計画しておりますけども、できるだけ処遇を改善して、1人でも多く保育士を集めたいというふうに考えて進めている事業ですが、未入所の子どもを1人でも保育所に入れたいという思いで取り組んでいるわけでございます。

○委員長（小山緑郎） 児玉委員。

○委員（児玉裕一） 実はこれ年度途中の保育士の確保というのは、かなり厳しいと思うんだすよな。やっぱり4月から仕事したいといえ、別のあれさ入っちゃうから、年度途中は無理だとすれば、やっぱり。それから保育士さんも小さい子どももってる人もいるんだすよな。せばやっぱり、1年間のあれとっちゃうてば、なかなかやっぱり復帰するっていても大変なんだよな。やっぱりそういう人方もやっぱりこのあと、やっぱりある程度なったら、やっぱりなんとか手伝ってけれというその指導もやっぱりそっちの方からしてもらえば、やっぱりある程度6カ月くらいなれば余裕出てくる、母さん方さ。そういうような状況をやっぱり作ってもらってれば。結構あちこちの話聞けば、1年休んだどもある程度余裕でできたから、なんとかかなと思うども今更なというような母



さん方いるもんだから、その辺りもやっぱりターゲットに入れてやっていただければ本当ありがたいなと思うますので、よろしくをお願いします。

○委員長（小山緑郎） 答弁はいいですか。

○委員（児玉裕一） いいです。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。後藤委員。

○委員（後藤健） 今の保育士の処遇改善のところなんですけれども、これ補助金の事業ということなんですけれども、これあれなもんだすか。例えば園長先生とか保育士の免許のない人も勤めてると思うんですけども、保育士の免許のない人だとか臨時だとかパートだとかそういった人方もこれ全部対象になることだすか。

○委員長（小山緑郎） 中野谷課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 今事業の対象となるところは、法人が3つと個人の保育所が1つですけれども、それぞれ処遇改善の内容は違っております。それでも、保育士の資格がある方、それから経験年数、保育士だけでなく調理員だとか、パートの方とか、それぞれ改善の中身は違いますけれども、全員が処遇改善されるようにということで補助金をだしております。

○委員長（小山緑郎） 後藤委員。

○委員（後藤健） はい、ありがとうございます。これあれでしたっけ。計画みたいなのを園からだしてもらったっけか。

○委員長（小山緑郎） 中野谷課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 保育所の方から計画をだしてもらって、これだけ処遇改善しますというふうな計画はだしてもらっております。

○委員長（小山緑郎） 後藤委員。

○委員（後藤健） そうすれば処遇改善したあとの結果というのは報告書か何かあるんですかね。

○委員長（小山緑郎） 中野谷課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） その検証も求められておりますので、そちらの方もきちんとやって、県の方にも報告の義務がありますので、そちらは検証を行います。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（後藤健） はい。

○委員長（小山緑郎） 私1つ聞いてもいいですか。今ので処遇改善、県の事業ですよ。

それで実際は賃金とかのアップになってるんですか。それちょっと1回そこ聞いて。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 今については毎月の賃金アップとかではなくて、一時金で支給するという、法人とか個人の保育所では一時金で支給するというふうな計画で提出されております。

○委員長（小山緑郎） 今回限りのその場しのぎというような形で。決して処遇改善というか、賃金アップになってることではないんだな。一時的なしのぎということだすな。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 子ども子育ての支援制度は27年の4月からはじまりますので、そちらに移行されるとまた運営費とかにも、賃金の部分が反映されてあがってくると思いますけども、今のところはそれまでの繋ぎというような形かと思います。まだ具体的には示されておられません、国の方から具体的に示されておられません、今のこれについては今年度ということで、示されております。多分来年度もこのような形でくるのではないかと思います。その後については新しい制度がはじまりますので、そうなったときは運営費とかが増えると思いますので、月々ということも、今の段階では言えないんですけども、そうなることも予想されます。

○委員長（小山緑郎） 分かりました。私この前も話したことだけでも、特に待遇してもらいたいのは、0歳から3歳の間の保育士さんが見つからないって現場でかなり苦労しておいたようなので、やはり大変だすおな、見れば、1人で3人抱えて。なんとかそれで、この前も言ったども、保育士さんなんても3歳以上さ行きでがらども、0歳から3歳児さは行きでがらねっていうのは、大変だということなので、そこ辺りを。いつも待機児童で混んでるのは、0歳と3歳だと思っただすよな。さかり手かかるとき。その辺り色んな何かの会でまた意見していただければと思いますので、よろしく願いします。今田部長。

○健康福祉部長（今田秀俊） 今の0歳児の待機の件なんですけども、まだ来年度の予算の方に盛る計画をしておりますが、両法人、それから私立の方には今のところだいたい12,3人の保育士を4月に多く採用いたしまして、子どもさんについては4月、9月、1月という3回入れるチャンスを設けるようなシステムを今検討しております。それで当初予算の段階では委員会の方にお示しできると思いますので、ただ今委員長が申し上げたような内容を十分検討しておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○委員長（小山緑郎） はい、よろしく願いします。ありがとうございました。他にないですな。後藤委員。

○委員（後藤健） すみません、部長、今のところなんですけども。新規の12, 3人というのとは全く新しくということですか。例えば臨時から正採用ということではなくて。

○委員長（小山緑郎） 今田部長。

○健康福祉部長（今田秀俊） 私のところでは、全く新しいという考えでおります。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（後藤健） はい。

○委員長（小山緑郎） 他にありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、伊藤市立大曲病院事務長、説明をお願いします。

○市立大曲病院事務長（伊藤和保） 次に、市立大曲病院事業会計への繰出金にかかる予算についてご説明申し上げます。資料につきましては、同じく資料No.2の予算書17頁になります。お願いいたします。今回の補正予算につきましては、この後の議案173号の市立病院の補正でもご説明申し上げますが、市立大曲病院事業会計での職員給与の減額補正に伴います、同病院事業会計の繰出金の減額補正でございます。こちら事項別明細書の歳出4款1項13目、市立大曲病院費の市立大曲病院事業会計繰出金でございますが、市立大曲病院事業会計では、今回看護職員の入れ替わりなどによりまして、職員給与費について4,205千円の減額補正の予定でございます。これに伴いまして、同事業の運営財源ともなっております、この繰出金につきましても、同じ額の4,205千円を減額し、補正後の予算額を218,476千円にしようとするものでございます。

以上、「平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、市立大曲病院事業会計の繰出金にかかる補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、鈴木教育指導部次長兼学校給食総合センター所長、説明をお願いします。

○教育指導部次長兼学校給食総合センター所長（鈴木喜一） それでは、学校給食事業特別会計の繰出金についてご説明いたします。資料は資料No.2の大仙市補正予算の23頁をご覧くださいと思います。上段の方ですが、10款1項4目90事業学校給食事業特別会計繰出金、補正前の額611,877千円、補正額391千円の減額、計611,486千円であります。繰出金の内訳についてでございますが、詳細につきましては、議案第167号「平成25年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）」でご説明申し上げますが、主な内訳は職員1名減による人件費6,626千円の減額、それと車両費といたしまして配送車の購入等に係る経費731千円の追加補正、管理及び運営費といたしまして、修繕料・手数料・工事費等を合わせた5,505千円の追加の補正でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。石塚委員。

○委員（石塚柏） ハサップに関連して、ハード面の予算措置ということがまず主なわけですけど、ハサップそのものはソフトの面があるわけですけど、このあとハサップに関連してソフト面のところで予算措置が必要になってくるような、そういう動きですか。あるもんですか、ないもんですか。

○委員長（小山緑郎） 鈴木次長。

○学校給食総合センター所長（鈴木喜一） 今年度につきましてはご承知のとおり県ハサップの認証を受けるための申請ということで、9月頃にはハサップの作業部会を設定いたしまして、その中で申請の所謂衛生管理マニュアル等を今検討しておる段階であります。いずれハサップをやることによって、色んな今委員がおっしゃったソフト面の経費が発生します。それ研修等、これから数やはり行わなければならないということでもありますので、来年度予算等にはそういったソフト面の研修費用等は発生することは予想されます。

○委員長（小山緑郎） 石塚委員。

○委員（石塚柏） 結構です。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。

審議の途中でありますけども、10分間休憩いたします。再開は午前11時10分といたします。

（ 休 憩 午前11時00分 ）

（ 再 開 午前11時10分 ）

○委員長（小山緑郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、佐藤教育総務課長、説明をお願いします。

○教育総務課長（佐藤彰洋） それでは、教育総務課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。説明資料は資料No.2-1 主な事業説明書とそれから教育指導部作成の12月補正予算説明書、この2つでご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。はじめに、資料No.2-1 主な事業説明書の14頁をお開き願いたいと思います。事業名は教育文化基金積立金であります。補正前の額が0円、補正額378千円、補正後の額が378千円でございます。この事業は、市民の教育環境の充実、それからスポーツ及び地域文化の振興に資するため、寄附金等を基金に積み立てることを目的としております。また目標につきましては、今年度は市の教育委員会が主催する児童生徒への『心のプロジェクト「夢の教室」』事業等に活用することを目標といたしております。3の事業の概要についてご説明申し上げます。今回の積立金は、今年10月13日に大曲市民会館で開催されました小松英典コンサートの収益金全額を主催者である小松英典大曲後援会から寄附されたものでございます。寄附者の意向により今後は『心のプロジェクト「夢の教室」』事業に活用するものでございます。また、今年度の取崩額でございますけれども、2,650千円となっております。これは、今年度はやはり『心のプロジェクト「夢の教室」』と、それから大川西根公民館内に成沢遺跡の展示室に使用されているものでございます。これも寄附者の意向を取り込んでいるものでございます。また5の補正額の財源内訳は、全額寄附金といたしまして、その他財源となっております。

次は教育指導部作成資料でございます12月補正予算説明書をご覧いただきたいと思っております。その1頁目でございます。事業名、校舎等維持補修及び施設整備費で、これは小学校関係でございます。補正前の額が26,347千円、補正額5,997千円、補正後の額が32,344千円でございます。この事業は、児童の安全で安心な学校生活環境を提供するため教育施設の維持補修及び整備を図ることを目的としてございます。目標につきましては、今年度計画した維持補修を行い環境の充実を図ることとしてござ

います。3の事業の概要について、ご説明いたします。1つ目は大曲小学校トイレ改修工事でございます。これは来年度大曲小学校に肢体不自由児童1名が特別支援学級に入学予定となり、その対応としてその児童が使用するトイレを改修するものでございます。工事の内容は床のバリアフリー化それから配管工事、それから便器の取替などがございます。額は3,652千円となっております。2つ目はその他に、今年度計画されていた修繕以外に、突発的な修繕が多発しており、現在対応しきれない状況でございます。今も学校から暖房機器等の修繕要望が出されており、早急に対応するためのものがございます。また、今後の突発修繕にもすぐ対応するための修繕費といたしまして4,340,365円、そして上段の大曲小学校のトイレ改修と合わせた合計額が7,992,365円となり、現在、予算残額であります1,996,182円を差し引き、補正額を5,996,183円となり、5,997千円を補正するものでございます。修繕の詳細につきましては、2頁目をご覧いただきたいと思っております。①の上段の枠ですけれども、これは今すぐやらなければならない修繕であり、学校からの要望や保守点検業者からの指摘されているものでございます。主なものといたしましては、藤木小学校のボイラー熱交換器、現在暖房については正常に機能しておりますが、給湯が効かないため修繕をするものでございます。また高梨小学校浄化槽は、ばっきブロー2台の内1台が故障しており、機能が低下しているためでございます。次に②の枠は、現在は正常に機能しておりますが、今後故障等の発生が見込まれる、予想されるものでございます。また出ない場合でも、これ以外の突発修繕にすぐ対応できるように計上させていただくものでございます。補正額の財源内訳は、全額一般財源とさせていただきます。

次に3頁目をご覧いただきたいと思っております。事業名、校舎等維持補修及び施設整備費、こちらは中学校関係でございます。補正前の額36,458千円、補正額2,997千円、補正後の額が39,455千円であります。これは、先ほどの小学校の校舎等維持補修及び施設整備費と同じ目的、目標でございます。3の事業の概要について、ご説明いたします。これも小学校同様突発修繕が多く対応できなくなっております。現在学校からの修繕要望されているトイレの漏水修繕等や、今後の突発修繕に対応するための修繕費が見込みで3,986,238円で現在の予算残額989,544円を差し引きまして2,996,694円となり、補正額が2,997千円を補正するものでございます。修繕の詳細については、4頁目をご覧いただきたいと思っております。これも小学校同様に、①は今現在すぐに修繕をしなければならない箇所でございます。主なものでは、

南外中学校の外灯の取替やそれから仙北中学校のトイレ修繕でございます。②は今後の突発修繕に対応するためのもので、昨年度の破損実績等を基に計上したものでございます。財源内訳は、全額一般財源とさせていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。大山委員。

○委員（大山利吉） 佐藤課長、これなんも言うことなし。教職員、生徒が不便を感じないように金額はなんぼ出してもらっても、我々反対するものでありませんので、どうぞひとつ、すぐ実行に移して、のびのびと勉強、勉学に励むようひとつよろしくお願ひしたいと思います。合わせてもう1つ、各種大会派遣事業、これに関しては当局としてはこの金額増えた方がうれしいんですか。それとも少ない方がうれしいんですか。そこら辺の見解をちょっとお知らせ下さい。

○委員長（小山緑郎） 佐藤課長。

○教育総務課長（佐藤彰洋） 派遣事業は指導課の方ですので、その次でよろしいでしょうか。

○委員（大山利吉） 分かった。

○教育総務課長（佐藤彰洋） 今申されましたとおり、すぐに環境整備には十分にすぐに対応させていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結します。次に、千田教育指導課長、説明をお願いします。

○教育指導課長（千田寿彦） 教育指導課所管分について、ご説明申し上げます。説明資料は今ご覧いただいた資料を同じように使わせていただきます。はじめに資料No.2-1の主な事業の説明書の方の15頁をお開きいただきたいと思います。併せて、関連してご覧いただく頁は、教育指導部作成の補正予算説明書の5頁になります。それでは説明させていただきます。教育振興費補助金各種大会派遣費補助金、小・中学校合わせたものであります。補正額4,175千円を一般財源からお願いするものであります。本事業の目的及び目標の項目にありますように、学校教育活動の一環として対外的な部活動、

中でも学校体育団体、或いは地方公共団体が主催・共催する大会、コンクール等に予選を勝ち抜いて県大会、東北大会、全国大会に出場する学校に対して、経費の一部交通費や宿泊費となりますが、これらを補助して、安全な移動手段の確保或いは保護者負担の軽減を図ることを目的としております。毎年、前年度の実績等を踏まえて予算化しておりますが、部活動の成績によって補助金額が決定しますので、事業の概要のところに補助の対象となる大会、経費の補助率等について示させていただいておりますが、申請されたものを精査いたしまして、当初予算額に対して、これまでの支出額と今後の支出見込み額を検討した結果、小・中学校費ともに補正をお願いしなければならない状況となりました。概要の下の所に補正額及び補正理由といたしまして、当初予算に対する支出済と今後の見込みの計算を示しておりますが、内訳の方は先程お願いしました教育指導部作成の予算説明書の5～8頁にかけてであります。内訳を示させていただいております。いくらでも出していただければありがたいところではありますが、色々な大会の性格からなかなか線引きも難しいところがありまして、当初申し上げましたような、学校体育団体、地方公共団体等が主催或いは共催するというようなことで、一定の基準を設けております。また、登録選手、マネージャー、登録指導者というふうなあたりも基本的な線を設けまして審査をさせていただいているところでもあります。各校の大変努力の成果がありまして、5頁から8頁にかけてご覧いただけますように、この後執行しなければならないものがかなりございます。今週末に大きなマーチングの大会に3団体派遣したいというふうなこともあります。こういったことで、上級大会に出場できる大きな励みとなりますので、どうかひとつご理解いただきたいというふうに思っております。

続きまして、教育指導部作成の説明書の9頁をお願いいたします。ウインタースポーツパワーアップ事業費、小学校が実施するスキー教室に要する経費であります。補正額は352千円です。財源はすべて県の補助金であります。県保健体育課主管の補助事業で、4年目の事業となります。目的・目標、概要等に記載させていただきましたが、雪国に育つ子ども達のウインタースポーツに親しませ、冬期間の運動不足を解消して児童の体力の維持・向上を図ることを目的としております。大仙市が補助対象者となって、小学校が体育行事として実施するスキー教室に要する経費に対して、1校当たり10万円を上限として補助金を受け、バスの借り上げ、或いはリフト代、外部指導者の謝金等に支払うことができる、県教育委員会の補助事業であります。補助金の申請につきましては、スキー教室と体育の授業として行うスキー授業を合わせて年間6時間以上実施す



るという条件を満たしている学校が申請しております。保健体育課が計画書の内容を精査しまして、今回の対象校が決定されております。ただし、今年度から過去3年間、この事業の補助を受けた学校が対象外となってしまいまして、昨年度は11校ありましたが、今年度は7校となりました。今年度、本市からご覧いただくように、大川西根小学校以下、7校が申請したところ、全てが対象校となったところでございます。なお、今回対象校となっている学校につきましては、市内のスキー場の他に、リフトの台数であるとか、子ども達の技能であるとか、大人と一緒に休憩とか昼食ができるというような様々な施設を考慮しまして、田沢湖スキー場を利用する学校もありますが、今年度市内のスキー場の活用につきましては、スキー事業を行う全ての小学校が、市内スキー場を活用する計画であるということを確認しております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。後藤委員。

○委員（後藤健） 最初に教育振興費補助金の方なんですけども、これ当然スポ少は対象にならないんでしょうけれども、そういったスポ少に対する全県でも全国大会でもいいんですけども、そういったときの補助って何かあるんですってか。

○委員長（小山緑郎） 千田課長。

○教育指導課長（千田寿彦） スポーツ少年団に関しましては、スポーツ振興課の方で所管しておりますが、補助については規定があります。スポーツ振興課の方から補って説明をしていただきます。

○委員長（小山緑郎） 滝沢次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） スポーツ少年団の派遣費についてお答え申し上げます。今年度当初予算で全県、東北、全国レベルの大会派遣費といたしまして、5,130千円の予算を措置しております。これは基準につきましては郡市レベルの予選の有無ですとか、色々基準がございます。その基準の内容につきましては教育指導課で行っております内容に準じております。以上でよろしいでしょうか。

○委員長（小山緑郎） 後藤委員。

○委員（後藤健） はい。もう1個いいですか。

○委員長（小山緑郎） 後藤委員。

○委員（後藤健） はい、ありがとうございます。もう1個ウインタースポーツの方なんですけども、過去3年間補助を受けて今回対象にならなかった学校の対応というのはなんとんだすか。これ補助金なかったら止めるとか、そういう話。

○委員長（小山緑郎） 千田課長。

○教育指導課長（千田寿彦） 本市では体験的な活動を各学校の裁量で使える予算を各学校に計上しておりますので、今回この県の事業が対象にならなかった学校につきましては、そういった体験的な活動に関する予算を活用したりして実施しているというふうに捉えております。

○委員長（小山緑郎） 後藤委員。

○委員（後藤健） はい。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、山谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習部次長兼生涯学習課長（山谷喜元） 引き続き、同じく生涯学習課所管の補正予算についてご説明申し上げます。主な事業の説明書、17頁になります。資料No.2-1の方であります。10款5項2目15事業、国民文化祭関連事業費について816千円の補正をお願いするものであります。事業の目的であります、国民文化祭は、先人たちに思いを馳せ、文化を継承し活動に励んでいる方々、次の世代を担う若者や子どもたちが、文化の力を再認識する祭典となるということから、大仙市としても積極的に参加し、地域を全国に発信するとともに、地域文化の一層の発展を図るとしております。事業の概要をご覧いただきたいと思っております。「秋田の美×写真の力」事業は、木村伊兵衛氏の特別写真展と『秋田美人』フォトコンテストを予定しており、その準備経費の補正をお願いするものであります。旅費については、木村伊兵衛氏の特別写真展に関するものであります。戦後の日本写真界を代表する写真家・木村伊兵衛氏が、秋田、特に大仙市を多く訪れて、その中の大曲でありますが多く訪れて取材を続けて、代表作であります「秋田シリーズ」を完成させております。このようなことから、国文祭を機会に開催するものであります。展示作品につきましては、既に大仙市で所蔵している作品11点の他に、新たに木村氏のオリジナルプリント作品、数点などを予定しております。できれば、この機会にそれらの作品の買い取りについて打診したいということで、著作権等

権利団体の代表者や、木村家親族等との面会をするための旅費として、347千円をお願いするものであります。次に、フォトコンテストについての印刷製本費についてであります。フォトコンテスト開催にかかる事業周知のポスター及び、事業周知チラシ等の印刷経費として348千円をお願いするものであります。次に、備品購入費につきましては、写真展示会場室温湿度測定機器の購入費であります。会場である大仙市大曲交流センター講堂の室温湿度の環境測定をするために、121千円をお願いするものであります。歳入につきましては、当初、県交付金見込額360千円でしたが890千円と増になっております。これまでの成果と今後の方向性についてであります。「旧池田氏庭園秋の園遊会」を予定しておりますが、これにつきましては出演文化団体が決定し本番に向けた現地確認が終了しております。「囲碁サミット2014 in 大仙」につきましては、関係団体に開催通知を発送したところであります。今申し上げました「秋田の美×写真の力」については、フォトコンテスト開催に向けて事業周知と作品募集の準備をしていると共に、特別写真展での展示作品の選定作業に入っております。財源内訳になりますが、国県支出金、国民文化祭主催事業交付金として530千円を見込んでおります。

以上、生涯学習課所管の補正予算の内容についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。大山委員。

○委員（大山利吉） 山谷次長、ちょっと教えてもらえますか。この来年の国民文化祭の開催にあたり、大仙市の会場、囲碁、それから園遊会等々含めまして、どのくらいの予算を26年度なると思いますが、これあくまでも準備のあれだと思えますので、どのくらいお考えになってますかということ1点と、柴田さんの遺品ありますね。あの画は国民文化祭には活用されるご予定ありますかという2点のこと、お願いします。

○委員長（小山緑郎） 山谷次長。

○生涯学習部次長兼生涯学習課長（山谷喜元） 最初に予算のことではありますが、新年度予算ただ今、予算要求のための準備をしております。今私どもの方で試算をしましたところ、23,000千円か24,000千円か、要求段階ですが、そういう予算要求をしたいと思っております。この中には国、県の補助対象事業というものと、それ以外大仙市独自に行うイベント等のことも入っております。合わせてそれくらいの規模に

なると思います。次に柴田さんの絵画ですね、有名な秋田ビジョンのモデルさんになりました彼女の絵画が、大仙市にあります。それで今回、写真の特別展示を行う大曲の交流センターの一室を展示会場にしまして、何点かいい作品があるようですので、それを展示する予定にはしております。以上であります。

○委員長（小山緑郎） 大山委員、いいですか。

○委員（大山利吉） はい、結構です。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結します。次に、滝沢生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） スポーツ振興課所管分についてご説明します。補正予算書5頁をご覧ください。第2表、債務負担行為補正は、スポーツ振興課が所管するスポーツ施設において、議案第158号及び159号でご説明申し上げました、表中下2段にあります南外及び仙北地域スポーツ施設の指定管理者の指定に伴う、指定期間、平成26年度から30年度までの5年間における指定管理料の限度額を定めるもので、南外地域につきましては46,901千円を、仙北地域につきましては、61,374千円を限度額として、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

次に、24頁をお開き願います。10款6項1目90事業、スキー場事業特別会計繰出金は、先ほど議案第162号でご説明申し上げましたスキー場事業特別会計への繰出金2,000千円の補正をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。佐藤委員。

○委員（佐藤芳雄） 南外体育館と南外運動場の46,900千円の内訳、あとでいいですから明細見せてもらえれば、お願いします。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） 指定管理料になりますけれども、後ほど資料提示させていただきます。

○委員長（小山緑郎） あとでお願いします。他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結します。これより討論を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第167号「平成25年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。鈴木教育指導部次長兼学校給食総合センター所長。

○教育指導部次長兼学校給食総合センター所長（鈴木喜一） 議案第167号「平成25年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明いたします。資料No.2の補正予算書の65頁をご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ391千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,010,559千円とするものであります。次に70頁をご覧ください。歳入歳出事項別明細書の2の歳入、繰入金の一般会計繰入金391千円の減額補正です。補正後の額は611,486千円です。次に下の71頁をご覧ください。歳出、給食事業費の補正前の額900,885千円、補正額391千円の減額、補正後の額900,494千円となります。歳出の内訳でございますが、右側の方の職員人件費の職員の1名減によります6,626千円の減額、車両費については、給食配送車1台を購入するもので保険料、名義変更手数料、購入費合わせて730千円です。これまで仙北学校給食センターで配送・回収業務を受託していた有限会社進藤産業から配送車を買取りまして、給食に係る業務を全て、一般社団法人大仙市学校給食協会に委託することで経費節減に努めるものでございます。次に管理費、運営費についてですが、これにつきましては資料No.2-1の主な事業説明書をご覧ください。補正前の額146,599千円、補正額5,505千円、補正後の額152,104千円でございます。事業の目的でございますが、県ハサップの認証に向けまして、従来の衛生管理を見直し、より高度な衛生管理体制を構築しまして、今まで以上に安全・安心なおいしい学校給食の提供を行うものでございます。3の事業の概要でございますが、最初に修繕料についてでございますが、年度当初から緊急

の修繕案件が多数生じておりまして、センター内の施設、調理器具等については、すぐ修繕しないと給食が提供できないことが多々あります。日々点検を行いながら稼働させておりますが、いつ何が起きるかわかりません。突発的な修繕等に対応するため、1,750千円の修繕費の補正をお願いするものでございます。また、中仙学校給食センターで電気温水器のヒーターの一部が経年劣化し、機能しなくなったため、合わせて今回2,155千円の補正をお願いするものでございます。次に衛生関係の補正額といたしまして2,009千円でございますが、衛生管理強化の一環としてセンターの天井からの落下物による異物混入を防ぐため、職員では手の届かない天井、天井付近の設備、照明器具等などを清掃を行い、安全・安心な給食提供に努めるものでございます。なお、仙北・中仙の給食センターにおきましては、機械設備等保守管理委託契約の中で対応してまいります。次に工事費といたしまして、補正額1,341千円でございますが、中仙学校給食センターの食中毒の事案を受けまして、9月18日に文部科学省からの実地調査を受け、指摘された調理員用トイレ及び前室を男女別に間切りしまして着替えスペースを確保しまして、各個室に手洗い場を設置し、衛生管理の強化に努めるものでございます。補正額の財源内訳でございますがすべて一般財源です。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。後藤委員。

○委員（後藤健） 給食センターの管理及び運営のところなんですけれども、文科省の実地調査ということは、調査の項目が色々あることですよ。その中で改善要求受けたところがこれこれこれということだと思えるんですけども、その文科省の調査項目に違反と云えばいいですか、合っていない、他の給食センターというのがあったものかどうかというところと、もしあった場合の対応というのはどうなってるのかというところ、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（小山緑郎） 鈴木次長。

○教育指導部次長兼学校給食総合センター所長（鈴木喜一） 文科省で中仙の実地調査に来たんですが、所謂文科省の衛生管理基準というのはその都度色んな改正がありまして、その改正に従った形でセンターの設備等の修繕或いは補修をしてるわけですが、今回中仙の場合は建設した当時はこういった個室に手洗いとかそういった基準はなかったわけ

ですが、いずれ色々な全国で色々な食中毒事案等が発生する中で、こうした改正が行われてきました。たまたま中仙の場合も指摘されたのは、早急に改善しなければならないのは、この調理用の個室のトイレ、或いは前室の着替えのスペース、そういったところを指摘されたわけで、いずれ早急に改善したいということです。それから、他のセンターにおきましても、やはり個室に手洗いの付いてるところは、大曲のスマイルランチは比較的新しいセンターですので、そうした調理員のトイレの対応はできておりますが、他のセンターはできておりません。そのための対応といたしましては、とにかく手洗いを2度3度洗うというようなことで徹底しております。いずれ財政状況をにらみながら、各センターのそういったトイレの改修等進めてまいりたいと考えております。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（後藤健） はい。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第172号「平成25年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。滝沢生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） 説明資料が補正予算書と事業説明書となります。はじめに補正予算書115頁をお開き願います。議案第172号「平成25年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）」をご説明します。これは、大仙市スキー場事業特別会計に一般会計からの繰入金2,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額を74,027千円とするものであります。次に事業説明書18頁、最終になりますけれども、最終頁をお願いします。本案は、スキー場施設等の修繕費といたしまして2,000千円の補正をお願いしますものです。本年度は異常気象等により、4月

の強風による大台スキー場憩いの森休憩所及びロープ塔運転室の屋根剥離の補修、10月に同じく大台スキー場ゲレンデ内に湧水が発生したための暗渠埋設、11月には協和スキー場で落雷による第2キュービクル内の漏電遮断機焼損、リフト操作盤の低圧機器破損等の自然災害が多発しまして、その修繕を当初予算で対応したことにより、これから始まりますスキーシーズン中の不意な故障に対応する経費が不足していることから、過去3年間に発生した緊急措置的な修繕料を参考とした経費の計上をお願いするものがあります。事業説明書中段囲みで示しました各種修繕料、過去3年間につきましては、当初予算に計上されてシーズン前に行った修繕料は含まれておりません。オープン後、または準備期間中に発生した機器の不具合や自然災害による修繕に要した緊急措置的に対応した額であります。例年3,000千円近い修繕料が発生しており、今年度につきましても当初予算で措置しました予備費1,000千円の残、プラス今回の補正2,000千円で今シーズンの修繕に対応するものであります。スキー場の管理・運営につきましては全て指定管理となっておりますが、事故・災害等の緊急事態が発生しないよう、また、発生した場合でも迅速・適切な対応ができる体制を整えまして、常に安全・安心を最優先に努めてまいりたいと思っております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。後藤委員。

○委員（後藤健） すみません。今回の補正とちょっと中身ずれてしまうかもしれないんですけども、例えばリフトだとかそういった大きいものだとか重要なものの、今後の補修の見通しだとか耐用の年数だとかなんた状況なもんだすか。

○委員長（小山緑郎） 滝沢次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） スキー場リフト等に係わる点検につきましてですけれども、専門の業者に依頼しています。回答いただいておりますので、順次年次計画で対応してまいりたいと思っております。

○委員長（小山緑郎） 後藤委員。

○委員（後藤健） いいすか。近いうち大きい修繕みたいなのあるもんだすか。

○委員長（小山緑郎） 滝沢次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） リフトにつきましては、今年度大曲スキー場整備しております。大曲スキー場につきましては2年間補正対応で点検業者か



らの指摘を受けまして対応しております。太田につきましても、リフト、支柱等の塗装工事を今年度完了しております。また圧雪車につきましても、太田と協和スキー場において昨シーズンからリースで新しい物が入っております。そういったことで先程も申し上げましたとおり、目視できるところと、点検業者からの指摘を受けての対応という部分になりますけれども、先程来申し上げましたとおり管理運営、特に圧雪車ですと故障しますと圧雪ができない状態で休業を余儀なくされるケースもありますので、そこら辺は運営に支障のないように対応してまいりたいと思います。

○委員長（小山緑郎） 後藤委員、いいですか。

○委員（後藤健） はい。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第173号「平成25年度市立大曲病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤市立大曲病院事務長。

○市立大曲病院事務長（伊藤和保） それでは議案第173号「平成25年度市立大曲病院事業会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。資料は、同じく資料No.2の予算書により説明させていただきますのでお聞き願いたいと思います。頁は123頁からになります。今回の補正予算につきましては、予算第3条で定められております収益的収入及び支出の予定額の減額補正でございまして、看護職員の入れ替わりにより、給料、手当、法定福利費などの職員給与費に4,205千円の不用額が見込まれますことから、収入、支出の予定額から、この4,205千円を減額しまして、病院事業収益、費用ともに、補正後の予定額を993,386千円にし、収支差し引き「ゼロ」の予定額にしようとするものでございます。また、この職員給与費の減額に伴い、予算

7条で定めておりました流用禁止項目の職員給与費の額も変更となるものでございます。内容につきましては、130頁の補正予算実施計画明細書によりご説明申し上げますのでよろしくお願ひしたいと思います。まず、収入につきましては、一般会計からの繰入金につきましては、給与費で減額となる分と同じ額を減額しようとするものでございます。第1款第2項、医業外収益のうち、一般会計繰入金であります2目、負担金交付金を4,205千円を減額し、補正後の予定額を218,476千円に、また、支出につきましては、前段でも申し上げておりますが、看護師の入れ替わりなどにより不用額が見込まれます給与費の関連項目の減額を行おうとするもので、第1款第1項、医業費用のうち1目、給与費から看護師の給料減額分1,674千円、看護師などの手当分で合わせて336千円、法定福利費や退職手当組合負担金で2,195千円を合わせました4,205千円を減額し、補正後の予定額を550,001千円にしようとするものでございます。以上によりまして、123頁の方に戻っていただきますが、こちら予算第2条に記載のとおり、収益的収入及び支出の補正後の予定額は、病院事業収益、費用ともに993,386千円となるものでございます。また、こちら、補正予算の第3条ですが、この度の給与費の減額に伴いまして、予算第7条で定めておりました、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の中の(1)職員給与費につきましても、4,205千円が減額となりまして、550,001千円に改められるものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願ひします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決をいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで昼食のため、暫時休憩します。再開は午後1時とします。

( 休 憩 午前11時58分 )

( 再 開 午後 1時00分 )

○委員長（小山緑郎） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、陳情第4号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求めることについて」を議題といたします。

○委員（大山利吉） 委員長。

○委員長（小山緑郎） 大山委員。

○委員（大山利吉） この2つの陳情につきましては、平成24年度、委員会で採択なっています。全く同じ文章であるし、同じ方であります。ただし、言えることは昨年と違って委員会のメンバーが入れ替わりなっております。そういうところは若干これから議論する余地あるかと思いますが、参考のために前年度は採択なっております。何うところによると、政権が変わったからもう一度出すというような考えだと思えますけれども、これははっきり言って、国会で決まってることで我々地方の大仙市、教育福祉、この議会でこういうことは扱わねとは言わねども、まず我々に意見書出してけれということだべども、私は当局の参考意見をお聞きすることもよろしいかと思えますけれども、当局の参考意見だって当たり前のことしか言えないと思えますので、参考のために、前年度は採択なっております。そういう意味で進め方、委員長お願いいたします。

○委員長（小山緑郎） 今大山委員から言ったとおり、この陳情第4号、5号も含めてだけれども、25年第1回目で同じ文書できてるらしいです。その時採択になって、1回出てから、もう1回だすという形でいいですか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（小山緑郎） では採決いたします。本件につきましては、採択することにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま、陳情第4号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（小山緑郎） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただいまお配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決しました。

次に、陳情第5号「介護職員の処遇改善を求めることについて」を議題といたします。こちらにも陳情第4号と同様の扱いでいいですか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） それでは、採決いたします。本件につきましては、採択することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま、陳情第5号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただいまお配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決しました。

次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りいたします。お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議がないようですので、そのように決定します。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了しました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、そのように決しました。この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いします。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（小山緑郎） これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。  
大変ご苦勞様でした。

( 閉 会 午後 1 時 3 8 分 )

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 小 山 緑 郎